

計算書類に関する注記（児童養護施設岩内厚生園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した
ものについては定額法によっている。

②ソフトウェア

残存価格をゼロとする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

・賞与引当金

賞与に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する北海道民間社会福祉事業職員共済
制度掛金相当額を退職給付引当金に計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項なし

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び北海道民間社会福祉事業職員
共済会の退職年金制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 児童養護施設岩内厚生園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㉑)）

ア 法人本部

イ 児童養護施設岩内厚生園

ウ 地域小規模児童養護施設友和

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㉒)）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	18,370,516	0	0	18,370,516
建物	256,040,513	0	14,384,753	241,655,760
合計	274,411,029	0	14,384,753	260,026,276

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

基本財産・土地 ・岩内郡岩内町字宮園3番1 159㎡

・岩内郡岩内町字宮園3番2 640㎡

・岩内郡岩内町字宮園4番 519㎡

・岩内郡岩内町字宮園5番 419㎡ 帳簿価額 18,370,516円

基本財産・建物 ・児童養護施設園舎 鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建

1階 893.46㎡ 2階 662.04㎡

岩内郡岩内町字宮園4番地、1番地2、3番地1、3番地2

5番地 家屋番号4番

帳簿価額 241,655,760円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 独立行政法人福祉医療機構 20,412,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	18,370,516	0	18,370,516
建物(基本財産)	411,880,000	170,224,240	241,655,760
建物	4,168,500	2,205,834	1,962,666
構築物	8,382,500	8,382,498	2
車輛運搬具	5,676,274	3,186,505	2,489,769
器具及び備品	22,345,308	18,698,540	3,646,768
合計	470,823,098	202,697,617	268,125,481

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,285,739	0	3,285,739
未収補助金	903,820	0	903,820
合計	4,189,559	0	4,189,559

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし

12. 重要な偶発債務

該当事項なし

13. 重要な後発事象

該当事項なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし

以 上